

経緯

基本法の施行、基本計画の策定
(平成30年～平成31年4月)

平成30年

- ・10月 ギャンブル等依存症対策基本法（議員立法）施行

平成31年（令和元年）

- ・4月 ギャンブル等依存症対策推進基本計画閣議決定

基本計画に基づく施策の推進及び見直し
(令和元年～令和4年3月末)

令和2年

- ・6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和元年度）

令和3年

- ・6月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和2年度まで）
- ・8月 実態調査結果の公表（久里浜医療センター）
- ・12月 基本計画の進捗状況取りまとめ（令和3年度上半期まで）
及びその評価

令和4年

- ・3月目途 変更後基本計画の閣議決定

（参考）ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号） [抜粋]

第12条第6項 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

これまでの取組と今後の方向性

① 社会状況の変化

生活様式の変化等により、公営競技におけるインターネット投票の利用が増加

今後の取組の方向性①
上記社会状況の変化を踏まえ、
**インターネット投票における
依存症対策の充実**

② 平成31年基本計画上の主な取組と評価
都道府県及び政令指定都市における相談拠点や専門医療機関の整備が進み、地域における依存症対策の体制整備が全国的に進展

今後の取組の方向性②
体制整備が全国的に進んできていることを踏まえ、依存症対策の更なる発展のため、
体制整備に加えて関係機関の連携の強化を進め、
包括的な支援の実現

インターネット投票における依存症対策の充実

背景と現状の主な取組

<社会状況の変化>

- 公営競技におけるインターネット投票の利用が増加
- 売上に占めるインターネット投票の割合も上昇

<現状の主な取組>

- 購入限度額設定の導入（競馬・モーター・ボート競走）
- アクセス制限制度の周知

強化

インターネット投票における依存症対策の充実

- 予防的観点から、インターネット投票サイトにおいて、視覚的に訴える新たな注意喚起表示の導入
- 競輪・オートレースにおける購入限度額設定の導入

(視覚的に訴える新たな注意喚起表示のイメージ)

ギャンブルへのめり込みが不安な方へ ギャンブルへの

ID :

PASS :

[本日のお知らせ](#)

注意喚起表示をクリックすれば、アクセス制限等の案内画面へ移行

※赤枠内の文章（案）が右から左へ流れ、視覚的に訴えるイメージ

より一層、
利用者へ気づきを
促すとともに
各制度の
周知を図る

売上に占めるインターネット投票割合の推移



インターネット投票会員増加率（対前事業年度比）

	中央競馬	地方競馬	競輪	オートレース	モーターボート競走
R1	+6%	+19%	+31%	+42%	+20%
R2	+13%	+23%	+48%	+24%	+21%

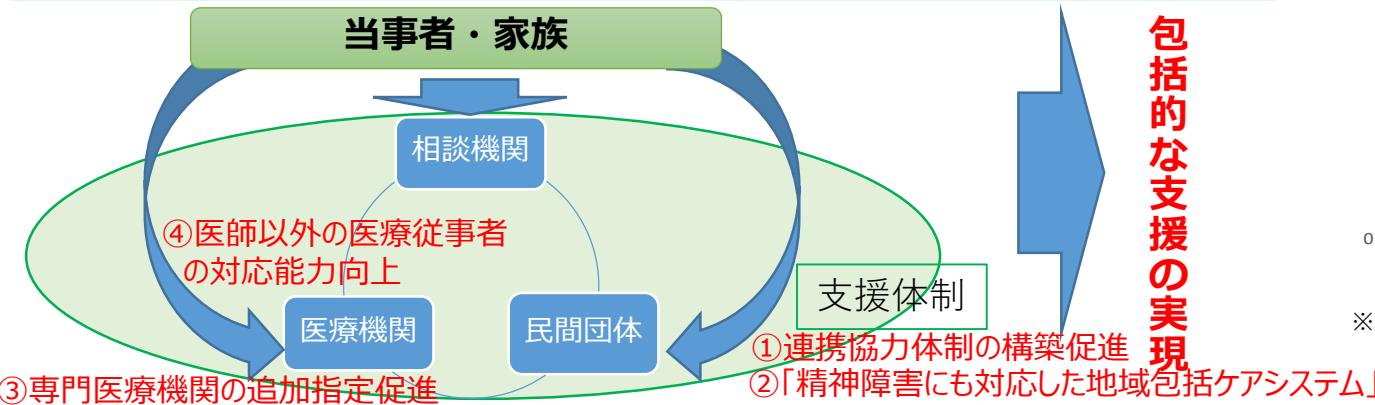
包括的な支援の実現

背景

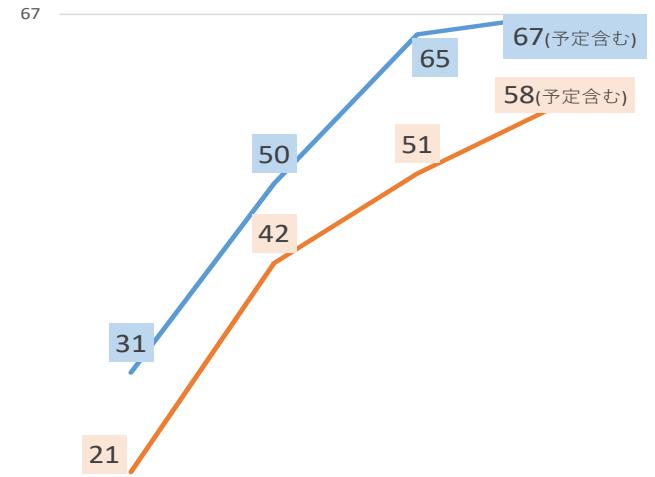
- 地域における相談機関等の個々の体制整備は進んでいる
⇒ 「点の強化」は平成31年基本計画で進展した。
- 関係機関の連携や重層的な支援の構築の強化が必要
⇒ 「面の強化」を令和4年基本計画で進める必要がある。

強化

関係機関の連携の充実による ギャンブル等依存症である者等の包括的な支援の実現



相談拠点等整備状況の推移



※ 整備主体はいずれも都道府県及び政令指定都市のため、全て整備を終えて67となる。

0 H31.2 R2.3 R3.3 R4.3
相談拠点 専門医療機関

※R4.3の整備件数はR3.9末時点における見込み（予定）を含む

支援・
連携体制

①都道府県・政令指定都市における包括的な連携協力体制の構築の推進。
②ギャンブル等依存症をその対象に含めた「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進し、市町村における地域精神保健の充実等の具体化に着手。

相談支援
治療支援

③都道府県・政令指定都市における追加の専門医療機関の選定を促進。
④依存症を専門に扱う医師のほか、精神保健福祉士等のその他の医療従事者の対応能力の向上。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第一章 基本的考え方等

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I－1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・**インターネット投票におけるアクセス制限の強化**
(視覚的に訴える新たな注意喚起表示の導入 等)
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I－4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進 等)
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化